

別紙 4
一時停止時の事務取扱手数料算出の考え方について

○考え方
事務取扱手数料は、拠出区分期間の対象月数（以下、「拠出対象月数」と記述する。）分を徴収する。
拠出月時点で一時停止が解除されている場合は、一時停止期間も拠出対象月数とする。
拠出月時点で一時停止が解除されていない場合は、当該の拠出対象月数は0とする。

①定額（毎月68,000円）拠出。4月分から一時停止。7月分から一時停止解除。

▼一時停止													▼一時停止解除	
連合会記録	第一号被保険者													
対象月	1 2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月		
掛金額(円)	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000		
収納状態区分※2	収納済	収納済	収納済	収納済	一時停止	一時停止	一時停止	収納済	収納済	収納済	収納済	収納済		
拠出額(円)	68,000	68,000	68,000	68,000	0	0	0	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000		
手数料(円)	120	120	120	120	0	0	0	120	120	120	120	120		
手数料算出範囲														

→一時停止期間の事務取扱手数料は徴収しない

②月別拠出。4月分から一時停止。7月分から一時停止解除。一時停止期間は引落予定なし。

▼一時停止													▼一時停止解除	
連合会記録	第一号被保険者													
対象月	1 2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月		
掛金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	816,000	68000円×12	
収納状態区分※2	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	一時停止	一時停止	一時停止	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	0 (収納済)		
拠出額(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	816,000		
手数料(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,440	120円×12	
手数料算出範囲														

→11月分の引落時（12/26）に、12月～11月分の事務取扱手数料（120円×12か月分）1440円を徴収する。（一時停止期間の事務取扱手数料は徴収する）

③月別拠出。4月分から一時停止。7月分から一時停止解除。一時停止期間のうち5月は引落予定あり。

▼一時停止													▼一時停止解除	
連合会記録	第一号被保険者													
対象月	1 2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月		
掛金額	0	0	0	0	0	408,000	0	0	0	0	0	408,000	68000円×6	
収納状態区分※2	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	一時停止	一時停止	一時停止	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	引落予定なし	収納済		
拠出額(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	408,000		
手数料(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	720	120円×6	
手数料算出範囲														

→11月分の引落時（12/26）に、6月～11月分の事務取扱手数料（120円×6か月分）720円を徴収する。
但し、12月～5月分の事務取扱手数料は徴収しない。